

記

大学院および学位制度の改革は、わが国の科学の発展、研究者の養成にかかわる重要な問題であり、日本学術会議においてもこれに重大な関心を持ち、現に審議を重ねつつある。

文部大臣は大学院制度の改革を目的として、大学設置審議会や学術審議会などに諮って、この問題の検討を進めつつあると聞くが、かかる重大な学術制度の改革は、きわめて慎重を要するので、日本学術会議とも十分な連絡を取って進められるよう要望する。

9-12

総学庶第1852号 昭和47年11月13日

内閣総理大臣	殿
科学技術庁長官	殿
防衛庁長官	殿
原子力委員会委員長	殿
宇宙開発委員会委員長	殿

日本学術会議会長 越智勇一

科学技術平和利用の原則の堅持について(要望)

標記のとおりについて、本会議第62回総会の議に基づき、下記のとおり要望します。

記

われわれは、科学技術は平和のためにのみ役立つべきものであると考へ、戦争を目的とする科学の研究には従わぬことをたびたび表明してきた。特に原子力研究については、平和利用に限定するための条件として公開、民主、自主の三原則を政府に勧告したことはよく知られているところである。

最近、政府は原子力委員会委員長と宇宙開発委員会委員長を併任する科学技術庁長官を国防会議に参加させることを決定したが、このような措置は、今後のわが国の科学技術のあり方について強い懸念をいだかせるものがある。政府が原子力基本法等にうたわれた科学技術の平和利用の原則を堅持することを要望する。

9-13

筑波大学に関する声明

昭和48年2月26日

第417回運営審議会

政府が、国会提出を決定した「国立学校設置法等の一部を改正する法律」案のうち、筑波大学に関する部分には、一大学の施設のみ問題ではなく、全大学に重大な影響を与える内容をもつという点で、きわめて注目すべきものである。

日本学術会議は、従来、大学の管理運営について研究・教育の自主性を重視し、その精神に基づいて声明・勧告を行なってきたが、本法律案に示されたような大学の構想はこれと相いれない面が